

名古屋北部民商ニュース

発行：2022年11月14(月) No. 497

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

国は物価高騰に苦しむ中小業者に今すぐ対策を

消費税減税・インボイス制度中止を！ 11・6 大集会に参加！！

(林副会長のレポートをもとに作成しました)

11月6日(日)、東京港区の芝公園で「物価高騰対策、消費税減税とインボイス中止を求め、マイナンバーカードの取得強制に反対する11・6大集会」が開催されました。愛知からは、17名、全体では900名が参加。名古屋北部民商からは、林副会長と豊田事務局次長が参加しました。全商連太田会長の挨拶に始まり、日本共産党の山下よしき参議院議員、れいわ新選組のくしぶち万里衆議院議員があいさつ。「早急に物価高騰対策をすべき、消費税を5%にもどし、インボイス中止を」と訴えました。ストップインボイスを訴えるフリーランスの団体は「フリーランスの働き方を阻害するインボイス制度に反対」



と話し、アニメーターかたは「インボイス反対の声を上げただけで周りから叩かれる」との話に驚きました。税理士、中小出版業界やSF作家団体からも、インボイス中止の訴え。東京土建、農民連と続き、弁護士から、プライバシーを侵害するインボイス導入反対の発言。すべての訴えに対して、900名の拍手が沸き起こりました。続いて芝公園より三田駅方面、芝浦公園までデモ行進。「消費税を今すぐ下げろ」「物価高から暮らしを守れ」「ストップインボイス」「マイナカードの押しつけ反対」すべての訴えにおいて共感。シュプレヒコールの波が沿道に響きました。(横断幕の向かって右端が林副会長)

中傷ツイートに「いいね」は名誉棄損になることも

弁護士 中島万里(名古屋北法律事務所)

個人をターゲットとする誹謗中傷ツイート(ツイッター)に「いいね」を押すことの是非について、注目すべき判決が出ました。裁判は、元TBS記者の性暴力による被害を公表した伊藤詩織さんが、中傷ツイートに「いいね」のボタンを押した杉田水脈総務政務官に対し損害賠償を求めているものです。第一審の東京地裁は違法性を否定しましたが、東京高裁は「名誉感情を毀損する」と判断し、伊藤さんの逆転勝訴となりました。他者の投稿を拡散させる「リツイート」の場合に賠償を命じた判決はこれまでもありましたが、「いいね」に関し賠償を命じた判決は全国でこれが初めてとみられます。

ところで、東京高裁判決は、伊藤さんに対する過去の発言などから、杉田氏が加害の意図を有していたと認定して違法性を判断しており、「いいね」を例外なく違法と判断したわけではありません。しかし、私たちはこの判決を受けてSNSでの発信には責任が伴うことを再認識しなければならないでしょう。

注目の判決が出る中、米実業家のイーロン・マスク氏がツイッター社を正式に買収したニュースが飛び込んできました。マスク氏は近年、右傾化していると指摘されており(ご本人は世界が左傾化しただけで自分は変化していないと主張しているようですが)、言論の自由を理由に、アカウントを凍結されたトランプ元大統領らに復帰の道を開くといわれています。私たち利用する側のインターネットリテラシーがますます求められていると痛感します。